

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

有限会社外谷建設 長野県上水内郡信濃町大字柏原 2896

2 指名停止措置の期間

令和6年2月28日 から 令和6年3月27日（1カ月）

3 指名停止の範囲

中部森林管理局管内

4 事実概要

有限会社外谷建設は、経営事項審査において、除雪業務の売上高を土木一式 工事の完成工事高に含める虚偽の記載をした申請を行い、審査結果を得た。この結果を用いて長野県を含む複数の公共機関に対して入札参加資格申請を行い、建設工事入札参加資格を得た。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、長野県から令和6年1月18日から同年3月2日までの間の営業停止処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

○「工事請負指名停止措置要領」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

中部森林管理局 経理課

直通：050-3160-6527

担当者：経理課長